

○美郷町ラベンダー売払い要綱

令和3年6月8日告示第94号

改正

令和6年3月14日告示第34号

令和6年6月1日告示第84号

美郷町ラベンダー売払い要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ラベンダー園（美郷町特定地区公園条例（平成16年美郷町条例第146号）第4条に定めるラベンダー園をいう。以下「ラベンダー園」という。）閉園後に刈り取られたラベンダー（以下「刈取りラベンダー」という。）を商業利用に供するための売払いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 刈取りラベンダーの売払い対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 町内に事業所及び住所を有する個人事業主
- (2) 町内に事業所を有する中小企業
- (3) 町が連携協定等これに類する協定を締結している企業
- (4) その他町長が適当と認めた者

(申請及び許可)

第3条 刈取りラベンダーの売払いを希望する者は、あらかじめ美郷町刈取りラベンダー売払い申請書（様式第1号）を町長が別に定める期日まで町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときに、美郷町刈取りラベンダー売払い許可証（様式第2号）（以下「許可証」という。）を申請者に交付するものとする。

3 町長は、前項の規定により許可証を交付する場合に、必要な条件を付すことができる。

(売払い料金)

第4条 刈取りラベンダーの売払い料金（以下「売払い料金」とい

う。)は、別表に定めるとおりとする。

2 前条第2項に規定する許可証の交付を受けた者は、前項に規定する売払い料金を町長が別に通知する納入通知書により、刈取りラベンダーを受領する前に納入しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、刈取りラベンダーの受領後に納付すること又は免除することができる。

3 前項の規定により納入された売り払い料金は還付しない。ただし、天災その他やむを得ない理由で刈取りができなかったと町長が認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(受領)

第5条 第3条第2項に規定する許可証の交付を受けた者は、許可証に記載された日時にラベンダー園において刈取りラベンダーを受領するものとする。ただし、郵送等による刈取りラベンダーの受領を希望する場合は、この限りでない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (令和6年3月14日告示第34号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年6月1日告示第84号)

この告示は、令和6年6月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

種別	売払い料金
美郷雪華	600円／1kg
美郷雪華以外のラベンダー	300円／1kg

備考 美郷町ラベンダーの売払い対象者に関する訓令 (令和7年美郷町

訓令第15号) により、美郷雪華以外のラベンダーを、町外の事業者に売
払う場合は、本表の売払い料金の1.5倍の額とする。

様式第1号 (第3条関係)

美郷町刈取りラベンダー売払い申請書

年 月 日

美郷町長 様

住所

法人名(団体名)

代表者名(氏名)

次のとおり刈取りラベンダーの売払いを希望するので、美郷町ラベンダー売払い要綱
第3条第1項の規定により申請します。

商業利用の目的		
種 別	美郷雪華	美郷雪華以外のラベンダー
希望品種	kg	kg
希望数量		kg
		kg
売払い料金	円	円

- 1 希望数量は、1kg以上とし、1kg単位とします。
- 2 希望品種、希望数量は、天候その他の理由で変更になる場合があります。

様式第2号（第3条関係）

第 号
年 月 日

美郷町刈取りラベンダー売払い許可証

住所

法人名（団体名）

代表者名（氏名）

美郷町長

年 月 日付けで申請のあった美郷町刈取りラベンダー売払い申請
について、美郷町ラベンダー売払い要綱3条第2項の規定により、次のとおり許
可します。

商業利用の目的		
種 別	美郷雪華	美郷雪華以外のラベンダー
日 時	月 日 時 分	月 日 時 分
品 種 数 量	kg	kg
		kg
		kg
売払い料金	円	円

- 1 日時、品種、数量は、天候その他の理由で変更になる場合があります。
- 2 刈取りラベンダーは、許可した目的以外には使用できません。
- 3 刈取りラベンダーの転売、譲渡及び増殖を禁止します。
- 4 美郷雪華を活用して商品を開発する場合は、商品等に美郷雪華の名称を表示するとともに町へ報告してください。
- 5 開発した商品を活用して第三者が消費者に商品を販売する場合は、町に報告してください。また、第三者に対し、町へ報告するよう求めてください。

美郷町ラベンダーの売払い対象者に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、美郷町ラベンダー売払い要綱（令和3年美郷町告示第94号。以下「売払い要綱」という。）に定める売払いの対象となる者について、町長が適当と認める事業者の選定基準を明確にし、町のPRや認知度向上を図ることを目的とする。

(対象事業者の要件)

第2条 売払い要綱第2条第1項第4号に定める町長が認める者は、町外の事業者であって、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 刈り取ったラベンダーを活用して商品等を販売する場合は、秋田県美郷町産のラベンダーを使用している旨の表示をすること。
- (2) 刈り取ったラベンダーを活用して商品を開発し、更に第三者がその商品を基に商品を消費者に販売する場合は、秋田県美郷町産のラベンダーを使用している旨の表示をするよう、第三者に求めること。
- (3) 美郷町のPRや認知度向上につながる活動に努めること。

(売払いの対象とするラベンダー)

第3条 本要綱の対象とするラベンダーは、美郷雪華以外のラベンダーとし、美郷雪華の売払いについては、売払い要綱第2条第1項第1号から同項第3号に定める者に限ることとする。

(申請手続)

第4条 刈り取りラベンダーの売払いを希望するものは、売払い要綱に定める申請等を行うものとする。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。